

姫路市就学奨励実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて市が国の補助を得て就学に必要な経費を支給（以下「就学奨励」という。）し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 就学奨励の対象者は、姫路市立の小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 前項に掲げる児童又は生徒以外のものであって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者
- (3) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導（以下「通級指導」という。）を受ける児童又は生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、就学奨励の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者及び姫路市就学援助実施要綱により就学援助を受けている者
- (2) 児童福祉施設等に入所や入院し、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者
- (3) この要綱に基づく就学奨励を受けることを希望しない者

(就学奨励費)

第3条 就学奨励費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費等購入費
- (2) 宿泊を伴う校外活動費
- (3) 新入学児童生徒学用品費等購入費

- (4) 修学旅行費
 - (5) 通学費
 - (6) 学校給食費
 - (7) 職場実習交通費
 - (8) 体育実技用具費
- (支給金額)

第4条 就学奨励費の種類及び支給金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該年度の予算の範囲内において、別に定めるものとする。ただし、第2条第3号に該当する者は、通級指導に伴う交通費のみを前条第5号に掲げる費目とみなし、同号の費目のみを支給対象とする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）
第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合 第Ⅰ区分
 - (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 第Ⅱ区分
 - (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 第Ⅲ区分
- (申請)

第5条 就学奨励を受けようとする者は、就学奨励申請書に必要事項を記入し、原則として在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）を経由して市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が算定できる資料を添付しなければならない。ただし、他の方法により当該所得額を確認できる者については、これを省略することができる。
- (認定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、就学奨励の受給資格及び支給区分の認定（以下「認定」という。）を行うとともに、その結果を校長を経由して

申請者に対して通知する。

(支給方法)

第7条 就学奨励費の支給は、原則として認定を受けた者から受領に関して委任を受けた校長の指定する金融機関の預金口座へ口座振替の方法により行う。

(変更届)

第8条 認定を受けた者は、申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を校長を経由して市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 認定を受けた者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 不正の手段により就学奨励費の支給を受けたとき。

(就学奨励費の返還)

第10条 市長は、認定を受けた者が就学奨励費の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消された場合又は児童若しくは生徒の行事不参加等により就学奨励費の過払いが生じた場合には、これを返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 6月 3日から施行する。